

令和4年度杉並区保育室保育料について

保育料は、保育の実施に必要な経費の一部を、利用する児童の保護者に負担していただく費用です。

杉並区保育室の保育料

【令和4年度杉並区保育室保育料表】

歳児/時間/税額		非課税 (※)	2万円未満	2万円以上	14万円以上	35万円以上	56万円以上	85万円以上
0～2	8時間まで	0円	7,000円	13,000円	27,000円	45,000円	50,000円	60,000円
歳児	11時間まで	0円	10,000円	16,000円	30,000円	49,000円	55,000円	66,000円

※0～2歳児の非課税世帯及び3～5歳児の保育料は、幼児教育・保育無償化による給付を行い、利用者負担額は実質的に0円としています。

1. 保育料の決定について

杉並区保育室の保育料は世帯区民税所得割額・保育時間に応じて決定されます。

令和4年4月～令和4年8月分保育料：令和3年度区民税所得割額

令和4年9月～令和5年3月分保育料：令和4年度区民税所得割額

- 修正申告等により税額が変更になった場合は、保育料についても変更になる場合がありますので、保育課入園・認定係までご連絡ください。

2. 支払方法について

口座振替によります。口座振替の申込手続きに必要な「保育料口座振替（自動払込）依頼書」は、各保育室・保育課・子どもセンターにあります。

- 口座振替の開始月は通知書でお知らせします。
- 口座振替の登録にはお時間をいただくため、登録が間に合わなかった場合には納付書を同封しております。納付書が同封されていた方は、口座開始通知が届くまでの期間、納付書でお支払いをお願いします。
- 既に認可保育所等に入園中の兄弟姉妹が口座振替をご利用の場合は、改めて手続きの必要はありません。また、兄弟姉妹で別々の口座を利用することはできません。
- 口座振替は、申し出がない限り翌年度以降も継続します。
- 毎月末日に指定口座から引き落としをします。末日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日に引き落としをします。
- 残高不足等で引き落としができなかった場合は、保育課から督促状を送付しますので、金融機関等の窓口でお支払いください。翌月分とまとめて口座振替をご希望の場合は、保育課入園・認定係までご連絡ください。

重要事項

保育料の滞納について

納付期限経過分の保育料を滞納した場合（卒園児の保育料を滞納している場合を含む）、当該児童および兄弟姉妹のお子さんの保育所利用申込みの際、利用調整基準の調整指数項番22(-10点)を適用します。また、子ども・子育て支援法の規定に基づき、地方税法の例により財産差押え等の処分の対象となります。

杉並区保育室保育料の負担軽減制度

1. 対象者について

次に該当する方は、保育料が無料または半額となる場合があります。

適用額	対象者	必要書類
無料	①生活保護の受給者	生活保護受給証明書
	②中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給者	給付を受けていることが確認できる書類
	③「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱について」により徴収免除となる里親	里親であることが確認できる書類
	④保護者と生計を一にする子を対象に年齢の高い順に数えて第3子以降 ^(※1)	住民票が別の場合、生計が一であることを確認できる書類
	⑤世帯区民税所得割額 77, 101 円未満のひとり親世帯で生計を一にする子のうち年齢順に2番目以降の子	住民票が別の場合、生計が一であることを確認できる書類
	⑥世帯区民税所得割額 77, 101 円未満の世帯で同一世帯に心身障害者等 ^(※2) がいる世帯で生計を一にする子のうち年齢順に2番目以降の子	心身障害者等であることが確認できる書類
半額	①保護者と生計を一にする子を対象に年齢の高い順に数えて第2子 ^(※1)	住民票が別の場合、生計が一であることを確認できる書類
	②世帯区民税所得割額 77, 101 円未満のひとり親世帯で生計を一にする子のうち年齢順に1番目の子	住民票が別の場合、生計が一であることを確認できる書類
	③世帯区民税所得割額 77, 101 円未満の世帯で同一世帯に心身障害者等 ^(※2) がいる世帯で生計を一にする子のうち年齢順に1番目の子	心身障害者等であることが確認できる書類
再計算	①支給認定子どもに係る支給認定保護者又は当該支給認定子どもの扶養義務者が、婚姻によらないで母又は父となった者であって現に婚姻していないものであるとき	戸籍標本の写し
	②その年に前年の所得額の10分の1を超える災害又は盗難若しくは横領による損失(損害保険等受領額を控除する)を生じたとき(損失額の認定及び災害の範囲は、地方税法の例による) ※事業用のものは除きます	<ul style="list-style-type: none"> ・り災証明書(災害の場合) ・保険金の支払い通知書の写し ・被害額の分かるものの写し

※1 無料④・半額①に該当する方については、公簿で確認できた場合は保育料をすでに減額しております。保育料通知と P1 杉並区保育室保育料表をご確認いただき、万が一反映されていない場合はお申し出ください。

※2 心身障害者等 とは・・・
身体障害者手帳、療育手帳(愛の手帳)、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当の支給対象児童、障害基礎年金の受給者であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第十九条第三項に規定する特定施設その他これに類する施設に入所又は入院をしていない障害者又は障害児

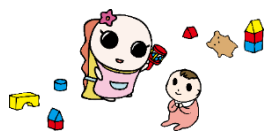
2. 手続きについて

注意

申請月から適用されます。

適用期間は条件によって異なりますが、最長で年度末までです。

- 「保育室保育料の負担軽減にかかる申出書」と必要書類の提出が必要となります。必要書類は、保育所利用申込等で既に提出している場合、公募等で確認ができる場合は省略できることがあります。
- 「保育室保育料の負担軽減にかかる申出書」は、区ホームページ「保幼(ぽよ)ナビ」の申請書ダウンロードサービスからダウンロードできます。



【提出・問い合わせ先】

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1
杉並区子ども家庭部保育課認定・入園係
TEL: 03-3312-2111(代表)